

平成 18 年 4 月 21 日

照会先：

企業年金連合会数理部長 安部泰史

電 話 5401-8714

ファックス 5401-8727

## 「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い(案)」に対する意見

厚生年金基金を守るために

厚生年金基金の代行部分の債務の変更を主張します。

債務は最低責任準備金とするのが適当です。

(企業会計基準委員会の公開草案第 21 号について)

確定給付型の企業年金は、会計基準のあり方に大きな影響を受けます。

2000 年度の退職給付会計の導入で、厚生年金基金の一部が代行返上に追い込まれました。株式市場も返上のための株売却の波を受けて相場を大きく下げました。

2004 年の厚生年金法改正で代行部分について最低責任準備金(解散時に国に返還する金額)以上の負担は政府が負い、決して企業が負うことはない仕組みになりました。

この改正を受けて、企業年金連合会は、退職給付債務を最低責任準備金とするように会計基準の改正を要望してきましたが、今般、会計基準委員会は、検討の結果、従来の取り扱いを続けるとの公開草案をまとめ、広くコメントの募集を行っています。

この案では、厚生年金基金設立企業では、将来必ず政府から交付される金額も含めて退職債務として財務諸表に計上されるため、実際に負っている債務以上のものを認識せざるを得なく、財務状態を実態より悪いものと投資家に誤解させてしまいます。

厚生年金基金は、代行部分により資産規模を大きくして運用の効率化を図り、大企業のみならず、比較的中小の企業でも確定給付型の年金を導入しやすくする制度です。

企業年金連合会は、厚生年金基金設立企業が市場で不当に不利益を被るおそれがある標記公開草案に反対し、別添のとおり意見を企業会計基準委員会に提出しました。企業年金連絡協議会、東京都総合厚生年金基金協議会、全国総合厚生年金基金協議会、日本年金数理人会、信託協会、生命保険協会なども同様に意見を提出する予定と聞いています。

注 最低責任準備金とは厚生年金基金の代行部分の債務であり、代行返上や解散の際に政府等に支払う必要があるものです。